

### <冒頭手続き>

裁判長：それでは、これから審理しんりを始めます。被告人は証言台しょうげんだいの前に来て  
てください。

（被告人、証言台しょうげんだいの前に立つ。）

### 人定質問

裁判長：名前は何ですか。

被告人：宮本武蔵です。

裁判長：生年月日は。

被告人：平成2年10月19日です。

裁判長：本籍地ほんせきちは。

被告人：岡山県美作市大原町1番です。みまさかし

裁判長：住所は。

被告人：山口県下関市中之町1です。

裁判長：職業は。

被告人：漁師です。

### 起訴状朗読

裁判長：それでは、これから検察官が起訴状を朗読するので、よく聞いて  
いてください。検察官、起訴状を朗読してください。

（検察官、起立）

検察官：はい。公訴事実。

被告人は、…（起訴状の「公訴事実」「罪名及び罰条」を読み上  
げる（P7へ））

以上の事実につき、ご審理しんり願います。

（検察官、着席）

### 黙秘権告知・罪状認否

裁判長：以上の事実について、これから審理しんりしていきますが、その前に、

あなたの権利について説明します。あなたには、黙秘権<sup>もくひけん</sup>という権利がありますので、言いたくないことは言わなくて結構ですし、答えたい質問に対しては答え、答えたくない質問に対しては答えなくて結構です。ただし、この法廷であなたが述べたことは、それがあなたにとって有利であると不利であるとを問わず証拠となりますので、注意してください。

以上を前提に伺いますが、さきほど検察官が読み上げた公訴<sup>こうそ</sup>事実<sup>じじつ</sup>にどこか間違っているところがありますか。

被告人：私は、小次郎に殴りかかったことは間違いありませんが、殺すつもりはありませんでした。

裁判長：弁護人のご意見は。

(弁護人、起立)

弁護人：被告人と同様です。被告人は、小次郎さんを殺すつもりはありませんでした。

(弁護人、着席)

#### <証拠調べ手続き>

裁判長：それでは、これから証拠調べ手続きに入ります。被告人は座って聞いていてください。

検察官、冒頭<sup>ぼうとう</sup>陳述<sup>ちんじゅつ</sup>をお願いします。

(検察官、起立)

検察官：(「冒頭<sup>ぼうとう</sup>陳述<sup>ちんじゅつ</sup>」を読み上げる。)(P8へ)

(検察官、着席)

裁判長：続いて弁護人、どうぞ。

(弁護人、起立)

弁護人：(「冒頭<sup>ぼうとう</sup>陳述<sup>ちんじゅつ</sup>」を読み上げる。)(P10へ)

(弁護人、着席)

裁判長：検察官より請求のあった証拠については、これを採用します。

次に、検察官、弁護士より請求のあった証人について採用します。

被告人は元の席に戻ってください。佐々木小次郎さん、宮澤徹子さん、<sup>しょうげんだい</sup>証言台の前に立ってください。

(小次郎と徹子、証言台の前に出てくる。)

裁判長：お名前は何と言いますか。

小次郎：佐々木小次郎です。

徹子：宮澤徹子です。

裁判長：それでは、証人として証言していただく前に、<sup>せんせい</sup>宣誓をしていただきます。<sup>せんせいしょ</sup>宣誓書を手を持って、読み上げてください。

小次郎・徹子：はい。(二人で声を合わせて<sup>せんせいしょ</sup>宣誓書を読み上げる。)(Pへ)

裁判長：ただいま<sup>せんせい</sup>宣誓していただいたとおり、記憶に基づいて真実だけを述べてください。記憶に反して<sup>きよぎ</sup>虚偽の証言をした場合、<sup>ぎしょうざい</sup>偽証罪で処罰されることがありますので十分注意してください。

裁判長：まず、宮澤さんの証人尋問から始めますので、佐々木さんは下がって結構です。

宮澤さんは、そのイスに座ってください。

(小次郎、傍聴席へ)

(徹子、証言台の前のイスに座る)

→ (P13へ)

